



3. 議案の賛否欄が無記入の場合は、すべて受任者の判断に一任したものと取り扱われます。
4. 委任の撤回は、株主総会開催前までに書面で会社に通知することにより行うことができます。
5. 本委任状は当該株主総会限りで効力を生じ、継続使用はできません。
6. 委任者が株主総会に直接出席した場合は、本委任状の効力は消滅します。

令和 年 月 日

委任者署名

氏名：

印